

## 県民の命を守る水の確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大規模な地震の発生時に備えて県民の命を守るために必要な水道水を確保するため、給水基地となる耐震性のある配水池に緊急遮断弁を設置する水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項から第4項までを経営する市町村（以下「事業実施市町村」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、大規模な地震の発生時における水道水を確保するために、事業実施市町村が所有する耐震性のある配水池であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものに緊急遮断弁を設置する事業とする。

- (1) 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号。以下「基準省令」という。）第1条第7号イに掲げる施設のいずれかに該当するものであること。
- (2) 代替施設のある水道施設又は破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが低い水道施設でないこと。
- (3) 基準省令第1条第7号の要件を満たすものであること。
- (4) 基準省令第1条第7号イに規定するレベル2地震動に対して、地震後に必要とする修復が軽微なものにとどまるものであること。

(対象経費及び補助率)

第3条 補助事業における補助の対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 率
・ 機器費（緊急遮断弁及び付属機器（接続管、震度計、過流量計、制御盤、バッテリー等）） ・ 中央監視装置改造費 ・ その他、知事が必要と認めたもの	4分の1以内

- 2 補助事業の対象経費とする全体事業費の上限額は30,000,000円とする。
- 3 補助金の額は、対象経費の全体事業費と前項の上限額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の添付書類の様式等)

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業計画書	別記第1号様式	正1部 副1部	別に定める日
収支予算書	別記第2号様式		
役員名簿	任意（役職及び氏名を記載したものに限る。）		

- 2 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し、付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の額の変更（30パーセント以下の増減を除く。）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに事業状況報告書（別記第3号様式）を提出すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもつ

て管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

(7) 補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前号の証拠書類を、前号の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。

（変更の承認）

第6条 前条第1号の規定による知事の承認を受けようとするときは、前条第1号ア及びイに掲げる場合にあっては変更承認申請書（別記第5号様式）に変更後の第4条に掲げる書類を添えて、前条第1号ウに掲げる場合にあっては事業中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第7条 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、補助金変更交付申請書（別記第7号様式）に変更後の第4条に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合、前条の変更承認申請書の提出を省略することができる。

（交付決定前着手）

第8条 やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届（別記第8号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（事業の完了）

第9条 事業主体は、補助事業が完了したときは、速やかに完了届（別記第9号様式）を知事に提出するものとする。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第10条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
県民の命を守る水の確保事業実績報告調書	別記第10号様式	正1部 副1部	事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は事業が完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(財産処分の制限)

第11条 規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

(書類の経由)

第12条 規則又はこの要綱に基づく書類の提出は、事業施行地を管轄する保健所長を経由して行わなければならない。ただし、事業施行地が和歌山市である場合にあっては、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。